



策等」については、連携取組として2（2）アの連携取組事例に記載したような提案をいただいています。市との連携方法としては、市で行っている事業については学園と当該事業について直接的な連携を、市民及び市内関係団体が行っている事業については連携の支援を関係部署が行うことが想定されます。連携候補部署としてはウに掲げた部署となります。今回審議をお願いする事項は3点あり、1点目は、愛光女子学園と狛江市との新たな連携取組を進めるに当たり「包括協定等」の新たな枠組み設定の必要性・方向性についてです。2点目は、新たな連携取組の連携内容及び方法についてです。この点については判断するに当たり、学園による説明の場を福祉保健部で調整させていただくこともできます。3点目は、新たな連携取組の連携部署についてです。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 今まで市が締結した包括協定について、形骸化しているものもあるので、整理をしてください。

市 長 続いて、審議事項4「調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 本方針の原案については、令和3年7月27日の庁議にて審議いただき、東京都へ原案の提出を行いました。その後東京都から、令和4年4月8日付けで、都市計画法第21条第2項において準用する第18条第1項の規定による意見照会がありました。本日は本方針の案について審議いただくものです。本方針は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置付けを行うものです。狛江市内においては、狛1 西和泉地区及び狛2 狛江団地地区を重点地区として位置付けを行います。これらの内容については、原案からの変更はありません。本方針については、本日の庁議に先立ち、令和4年6月30日に開催した狛江市都市計画審議会へ諮問し、原案のとおり了承との答申を受けています。本日審議いただいた後、東京都へ回答を行います。今後のスケジュールについては、東京都にて、令和4年9月頃の都市計画審議会にて審議した後、10月に都市計画決定告示を行う予定です。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「調布都市計画地区計画和泉本町四丁目周辺地区地区計画の変更及び国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画の決定について」の説明をお願いします。

部 長 資料1ページを御覧ください。初めに、調布都市計画地区計画和泉本町四丁目周辺地区地区計画の変更についてです。和泉本町四丁目周辺地区地区計

画は、平成26年12月26日に都市計画決定を行い、その後、医療福祉・文教地区において、医療機能及び教育機能の強化を目指した施設の段階的な建て替え計画が示されました。このため、隣接する調布都市計画地区計画国領町八丁目周辺地区地区計画と統合し、1つの地区計画を決定するため、都市計画変更により削除を行います。次に、調布都市計画地区計画国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画の決定について、8ページを御覧ください。新たに定める地区施設についてです。医療福祉・文教地区において、公共空地、広場状空地及び幅員2m以上の歩道状空地を位置付けます。続いて、建築物に関する事項について、9ページを御覧ください。建築物等の用途の制限については、病院・大学等及びその附属施設以外のもの、店舗又は飲食店でその用途に供する床面積が500㎡を超えるものは建築することができません。10ページを御覧ください。壁面の位置の制限については、都市計画道路の境界線から2.5mから7.5m以上後退させることとします。12ページを御覧ください。建築物等の高さの最高限度については、一部区域において37.5mまで緩和をします。13ページは土地利用に関する事項についてです。地区計画区域内の学校施設グラウンドについては、将来にわたりオープンスペースとして維持し、学校未使用時には市民に一時開放可能な施設として活用を図ります。都市計画の案については、令和4年4月15日から28日まで、都市計画法第17条に基づく公告を行い、地区計画の案の縦覧及び案に対する意見書の提出期間を設けました。地区計画の決定案については、3件1団体から意見が提出されました。また、令和4年6月30日に開催した狛江市都市計画審議会へ諮問を行い、原案のとおり了承との答申を受けています。今後のスケジュールとしては、7月7日に都市計画変更及び決定の告示を行う予定です。また、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正については、第3回定例会へ上程する予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書について」を報告してください。

部長 令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書について、この度、調製が完了し、会計管理者より令和4年6月24日付けにて、市長へ提出をしたところでした。一般会計については、決算額における歳入歳出差引額が25億6,100万6,765円、令和3年度と比較して8億2,847万3,028円の増となっています。特別会計については、4会計の合算で、歳入歳出差引額が2億9,725万3,782円、令和3年度と比較して335万4,716円の減となっています。製本された決算書は、庁議終了後に各部長にお配りします。また、ペーパーレスの取組の一環として、令和3年度より庶務担当用の紙資料の配布を

取りやめていますが、令和4年度より、課長職用についても配布を取りやめることとします。紙資料が必要な場合は、会計課まで相談してください。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 収支が8億円増加している理由はなんですか。

部 長 一般財源として税や交付金関係で約4億円収入が多く、市町村の総合交付金も1億円程度多くいただいております。歳入面で5億円多くなっていること、歳入歳出差引額が25億円ありますが、繰越明許で一般財源が2億5000万円程度あるので、事実上の繰越金は23億円程度となります。また、新型コロナウイルス感染症対策関係の国補助等の返還で8億円程度見込んでいることから、令和3年度は繰越金が多くなっています。

市 長 続いて、報告事項2「令和3年度市税徴収実績（決算）について」を報告してください。

部 長 徴収率等について、市税の現年課税分と滞納繰越分を合わせた総合の徴収率は99.4%、令和3年度と同率となり、26市の順位としては令和3年度と同様2位となりました。内訳となる現年課税分の徴収率は99.7%で前年度比0.1ポイントの増、順位は令和3年度の1位から2つ下げて3位です。滞納繰越分の徴収率は54.2%で前年度比0.5ポイントの増、順位は令和3年度の3位から4つ下げて7位でした。次に、国民健康保険税については、総合の徴収率は94.8%、前年度比0.8ポイントの増となり、順位は令和3年度の2位から1つ上げて1位となりました。内訳となる現年課税分の徴収率は97.5%で前年度比0.7ポイントの増、順位は令和3年度の4位から1つ上げて3位です。滞納繰越分の徴収率は45.9%で前年度比3.3ポイントの増、順位は令和3年度の4位から2つ上げて2位でした。市税及び国民健康保険税の徴収率が、それぞれ前年度より上昇した主な要因としては、まず高い納税意識をお持ちいただいている多くの市民の存在があるものと考えています。納税課においては、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済状況等を鑑み、納税者からの相談に対しては、その方の生活状況の把握に努め、必要に応じて福祉保健部等との連携を行う等きめ細かな対応を行ってきました。一方で、滞納されている方に対しては、文書・電話等に加え、令和4年1月からはショートメッセージサービスにより、督促状・催告書の開封及び内容確認を促す等、早い段階から効果的に催告等を実施し、それでも未納状態が継続した場合には、財産調査を着実にを行い、税負担の公平性・公正性の観点から適切な滞納処分を実施したところによるものと考えています。今後についても、早期に滞納者との接触を図ることを心がけ、引き続き丁寧な徴収に努めるとともに、徴収率の維持・向上に努めていきたいと考えています。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 他市比較等も含め、引き続き徴収に関して分析してください。
- 市長 その他ありますか。
- 部長 会派及び会派所属議員についてです。令和4年6月28日付けで、狛江市議会議員補欠選挙で当選された山田みちこ議員が自由民主党・明政クラブに新たに所属され、資料のとおり変更となりました。
- 市長 他にありますか。
- 部長 東京都パートナーシップ宣誓制度についてです。東京都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減等、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度の創設を予定しています。令和4年第二回都議会定例会において、本制度に係る東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例が成立し、令和4年11月1日から施行されることとなりました。制度の概要としては、対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出し、知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行します。また、届出から受理証明書の発行までは、原則オンラインで手続きができるもので、10月11日から届出の受付を開始する予定となっています。資料の11ページ以降が都内区市町村との連携や具体的な取組内容の検討状況です。受理証明書は都民サービス等の利用時に活用できるようにするものですが、都は、本制度の創設に当たり、都内区市町村との連携を求めているため、狛江市においても本制度の活用可能な施策等について、今週中に調査依頼の事務連絡を発出しますので、協力をお願いします。
- 市長 他にありますか。
- 部長 狛江市立学校教職員に対する処分についてです。令和4年7月4日付けで、狛江市立学校教職員に対して、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、戒告の懲戒処分の発令がありました。事案の内容は、令和2年度に当時勤務校において、同校児童の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計1,710枚について、年間指導計画に基づき適切な時期にテストの実施、採点及び返却を行うべきところ、同1,710枚のうち計30枚を実施及び返却せず、同1,710枚のうち計30枚を実施したにもかかわらず採点及び返却せず、同1,710枚のうち計210枚を実施及び採点したにもかかわらず返却しなかったというものであります。本事案に対する再発防止策として、令和3年度以降、テストに関する実施・採点・返却・評価のチェック表を活用した確認を行っています。また、市教育委員会は、事案発生後に校長

会等の機会を通して、副教材テストの実施・返却・評価等について適正に実施するよう継続的に指導しています。

なお、東京都教育委員会より、市教育委員会において、当該案件の監督責任に関して、当時の校長に口頭注意、当時の副校長に説諭を行うよう依頼を受けていますので、今後速やかに実施します。

市 長 他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症についてです。6月下旬から感染者が急激に増加しています。1段階上げ、「感染が拡大している」に設定しています。B A. 5への置き換わりや活発化により、感染再拡大する恐れがあります。陽性者数が過去最高の36人になり、感染拡大の兆候が見られます。各部に依頼を中止している電話連絡及び自宅療養者支援については、感染拡大の状況に応じて再度支援の依頼をする可能性がありますので、その際は改めてお知らせします。

市 長 重傷者等の状況はどうなっていますか。

部 長 都の重傷者としては1桁台となっていますが、市内の数としては報告がありません。7月4日時点の報告では市内では入院34人、宿泊療養11人、自宅療養119人、調整中が30人となっています。

市 長 重傷者を出さないためにも、引き続き予防接種等の重要性を訴えていくことが重要です。

他にありますか。

部 長 台風第4号に関する情報提供についてです。台風第4号は今後温帯低気圧に変わる見込みですが、本州の南岸を東に進んでいます。5日夕方から7月6日にかけて大気が不安定になり、大雨となる見込みですが、現在狛江市では雷注意報のみ発表されている状況です。降水量は多いところで1時間当たり30mm、24時間当たり100mmの予報となっています。

市 長 これから台風シーズンとなってきますので、点検等事前の確認を行ってください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月12日午前9時00分から開催します。